

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 7 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第 2 4 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。